

令和2年7月8日 大都市水道局大規模災害対策検討会決定

19 大都市を除く地域に対する特別警報発表時の情報発信基準

(覚書実施細目第 4 条・別表 3 の補足)

以下については、19大都市を除く地域に対して特別警報が発表された場合に適用する。

なお、19大都市に対して特別警報が発表された場合は、覚書実施細目第 4 条別表 3 の発信のタイミング、発信内容のとおり情報発信を実施する。

1 情報発信の目的

地方支部を越えた応援要請に早期に備える

応援活動の早期の情報共有

日本水道協会からの情報発信が開始されるまでの間を補完するものであり、日本水道協会から情報発信が開始された時点で、情報発信は終了する。

2 発信のタイミング

津波・大雨・大雪等において気象庁から特別警報が発表され、災害により断水が発生した場合に、被災都府県支部から地方支部長に応援要請があった時点

3 情報発信都市

応援要請を受けた日本水道協会地方支部長都市を担う本検討会構成員都市

4 発信内容

応援状況（例： 県支部応急給水活動、給水車 台派遣中）

他の地方支部応援要請の見通し

以下の事項については可能な範囲で情報収集・発信

被災情報（浄水場の浸水や主要管路等流出など大規模な断水につながる被災内容）

断水戸数